

令和4年7月4日作成  
令和5年3月13日改定

## 建設局工事情報共有システム（ASP方式）運用要領

### （趣旨）

第1条 本要領は、東京都建設局が発注する建設工事において、ASP（Application Service Provider）方式の工事情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用するにあたり必要な事項を定めたものである。

※「ASP（Application Service Provider）方式」とは、情報共有システム提供者（ASP ベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

### （定義）

第2条 「工事情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

### （対象）

第3条 工事情報共有システム（ASP方式）の利用対象は、東京都建設局の各部、各所の発注する土木工事・土木設備工事・土木機械点検整備業務委託のうち、令和5年4月1日以降に契約する案件から適用する。ただし、単価契約工事及び工期が1か月未満の場合は対象外とする。なお、これ以外の工事や設計・測量・地質業務委託でも積極的に活用することとし、受注者がシステム利用を希望する場合には受発注者間で協議してシステム利用を決定する。

### （利用システム）

第4条 工事情報共有システム（ASP方式）は、原則として、「東京都建設局工事情報共有システム要件定義書」の仕様を満たす東京都建設局の推奨するシステムを利用することとし、情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

### （積算の取扱い）

第5条 土木工事・土木設備工事・土木機械点検整備業務委託における工事情報共有システム（ASP方式）の利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。土木設計・土木設備（電気・機械）設計・測量・地質調査業務委託においては、設計変更にて別途計上する。

### （運用）

第6条 工事情報共有システムを利用する場合の運用については、「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

### （その他）

第7条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の工事情報共有システムの活用ガイドライン」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

### 附 則

本要領は、令和 4年 7月 4日より施行する。